米国毒性学会教育コースへの学会員派遣に関する規程

平成 24 年 1月4日制定 平成 24年11月8日改定 平成 27年2月23日改定 平成 28年6月28日改定 平成 28年7月26日改定

1. 設置目的

日本毒性学会は、米国毒性学会(Society of Toxicology, SOT)の学術年会時に開催される教育コース(Continuing Education Courses)に学会員を派遣する事業を行う。本事業の目的は、当学会の次代リーダー候補に研鑽の機会を提供すること、および教育コースの受講成果を当学会に還元させることにより当学会の生涯教育システムの質や情報量を充実させることにある。

2. 対象

派遣する学会員は以下の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 会員歴 5 年以上の正会員(原則 45 歳以下とする)で、本人以外の当学会評議員の推薦を受けられる 者
- 2) 1)に準じる者で、本人以外の当学会評議員の推薦を受けられる者 対象人数は毎年2名を原則とするが、理事長の判断で増減できるものとする。

3. 派遣者の便益および経費

当学会は派遣者に対し以下に充当する費用として一人当たり40万円(一律)を補助する。

- ・ 当年の SOT への参加費用および SOT の教育セミナー(2 コース:教育委員会が指定する 1 コースと派遣対象者が自由選択する 1 コース)への参加費用
- ・ 派遣者の日本国内の居住地と SOT 年会開催地間のエコノミークラス往復航空運賃、宿泊費、その他旅行傷害保険等の諸経費

4. 派遣者の責務

派遣対象となった者は、以下の責務を求められるものとする。

- 1) 当年の SOT の教育セミナーの中から教育委員会が指定するセミナーを受講すること。
- 2) 当年または翌年の当学会主催の生涯教育講習会等で講師を務め、受講した SOT 教育コースの内容を報告すること。

5. 選考方法

選考は、公募および理事会の推薦により行う。いずれの場合も下記の 1)~4)の書類の学会事務局への提出が必要である。教育委員会は、これら書類を基に、また候補者の専門分野、業績等を考慮して審査し、教育コース毎に派遣候補者を選出する。理事長の決裁をもって派遣者の決定とする。

- 1) 申請書(形式自由、希望するセミナーを明記)
- 2) 履歴書〔生年月日、当学会の会員番号、最終学歴、職歴(業務内容を簡潔に付記する)、現在の専門 分野、入会年度
- 3) 研究業績一覧(直近5年を中心に)
- 4) 学会評議員の推薦書

付則 平成28年7月26日改定の本規程は同日から施行する。